

利用配分計画各筆明細

整理 番号	権利の設定を受ける者 (添付書類の省略条件)	権 利 を 設 定 す る 農 用 地		設 定 す る 権 利				現に機構より権利の設 定を受けている者
		土地の所在地	現況地目	権利の種類 利用目的	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/10アール・年	支払方法	
			登記簿面積 m ²					
1	農事組合法人 東ライスセンター (B、C)	八頭町才代字高田河原 193-1	田	賃借権 水田	10年 0か月 令和04年04月01日 令和14年03月31日	4,500	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	-
		八頭町才代字高田河原 194-1	田	賃借権 水田		4,500		
		八頭町才代字高田河原 237-1	田	賃借権 水田		4,500		
		八頭町才代字市場尻 263-1	田	賃借権 水田		4,500		
		八頭町才代字手前澤 198-1	田	賃借権 水田		4,500		
		5 件 計 4,924.00						
2	農事組合法人 東ライスセンター (B、C)	八頭町徳丸字ドンド 1434-1	田	賃借権 水田	5年 0か月 令和04年04月01日 令和09年03月31日	5,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	-
		八頭町徳丸字ドンド 1435-1	田	賃借権 水田		5,000		
		八頭町徳丸字下郡原 647	田	賃借権 水田		5,000		
		3 件 計 5,225.00						
3	田村 重利	八頭町久能寺字堤ノ内 239-10	畑	賃借権 普通畑	10年 0か月 令和04年04月01日 令和14年03月31日	1,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	-
		1 件 計 329.00						
4	有限会社 こおげ農業開発センター (B、C)	八頭町井古字深田 32	田	賃借権 水田	3年 0か月 令和04年04月01日 令和07年03月31日	4,834	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	-
		八頭町井古字大刈田 14-6	田	賃借権 水田		4,444		
		八頭町井古字大刈田 15-1	田	賃借権 水田		4,839		
		八頭町井古字大刈田 16-1	田	賃借権 水田		4,842		

		八頭町井古字大刈田 16-2	田	2,880.00	賃借権 水田		4,826	
		八頭町井古字大刈田 16-3	田	2,937.00	賃借権 水田		4,834	
		八頭町稲荷字隈田 176-3	田	505.00	賃借権 水田		4,950	
		八頭町稲荷字隈田 177-1	田	2,842.00	賃借権 水田		4,820	
		八頭町稲荷字古屋敷 254	田	1,832.00	賃借権 水田		4,912	
		八頭町大門字下深田 356-1	田	1,851.00	賃借権 水田		4,781	
		八頭町池田字中郡家 872	田	2,938.00	賃借権 水田		3,866	
		八頭町池田字中郡家 873	田	2,965.00	賃借権 水田		3,871	
		八頭町池田字畑ヶ田西分 697	田	2,786.00	賃借権 水田		4,881	
		八頭町池田字畑ヶ田東分 216	田	1,794.00	賃借権 水田		4,459	
		八頭町池田字畑ヶ田東分 217	田	865.00	賃借権 水田		705	
		八頭町池田字樋詰下分 836	田	1,000.00	賃借権 水田		3,880	
		八頭町池田字樋詰下分 837	田	1,305.00	賃借権 水田		3,923	
		八頭町池田字樋詰上分 789	田	2,217.00	賃借権 水田		4,781	
		八頭町別府字休ノ本 136-1	田	2,279.00	賃借権 水田		4,826	
				19 件 計 39,552.00				
5	有限会社 こおげ農業開発センター (B、C)	八頭町篠波字向河原 229-1	田	1,761.00	賃借権 水田	2年 0か月 令和04年04月01日 令和06年03月31日	4,997	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む
		八頭町篠波字向河原 229-2	田	330.00	賃借権 水田		5,000	
		八頭町池田字中筋上分 759	田	2,480.00	賃借権 水田		4,798	
				3 件 計 4,571.00				
6	有限会社 こおげ農業開発センター (B、C)	八頭町別府字休ノ本 136-2	田	1,018.00	使用貸借 水田	2年 11か月 令和04年05月01日 令和07年03月31日	0	-
				1 件 計 1,018.00				

7	有限会社 こおげ農業開発センター (B、C)	八頭町池田字畑ヶ田南分 710	田 3,235.00 1 件 計 3,235.00	賃借権 水田	2年 11か月 令和04年05月01日 令和07年03月31日	3,882	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
8	農事組合法人 八頭船岡農場 (A、B、C)	八頭町上野字下沖代 329 八頭町西御門字下向フ 1028-1 八頭町西御門字三反田 1011 八頭町船岡殿字伊勢鼻 1201 八頭町船岡殿字鯛ノ前 965 八頭町船岡殿字畔高 1180 八頭町船岡殿字妙見谷口 1237-2 八頭町船岡殿字妙見谷口 1237-3	田 1,952.00 田 458.00 田 2,047.00 田 1,032.00 田 2,422.00 田 1,187.00 田 966.00 田 1,232.00 8 件 計 11,296.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	3年 0か月 令和04年04月01日 令和07年03月31日	4,789 4,475 4,811 5,000 5,000 5,000 5,000 5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
9	安部 裕史	八頭町篠波字向河原 223-1	田 2,849.00 1 件 計 2,849.00	賃借権 水田	9年 0か月 令和04年04月01日 令和13年03月31日	4,914	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
10	安部 裕史	八頭町別府字上縄手 220-1	田 1,034.00 1 件 計 1,034.00	賃借権 水田	5年 0か月 令和04年05月01日 令和09年04月30日	玄米30kg	物納	—
11	安部 裕史	八頭町別府字カブキ 716 八頭町別府字保木前 68 八頭町別府字保木前 69-3 八頭町別府字保木前 69-4	田 1,846.00 田 1,006.00 田 1,721.00 田 2,278.00 4 件 計 6,851.00	使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田	3年 0か月 令和04年04月01日 令和07年03月31日	0 0 0 0	—	—

12	安部 裕史	八頭町下津黒字大森 36-2 八頭町下津黒字大森 36-4 八頭町上津黒字熊田 257-1 八頭町上津黒字三山口 660	田 482.00 田 495.00 田 2,291.00 (内 400.00) 田 2,160.00 4 件 計 5,428.00 (内 3,537.00)	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	5年 0か月 令和04年04月01日 令和09年03月31日	2,925 2,909 3,000 2,638	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
13	稲中 祐也	八頭町安井宿字長通 1388 八頭町安井宿字長通 1389 八頭町安井宿字長通 1390	田 417.00 田 1,019.00 田 238.00 3 件 計 1,674.00	使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田	10年 0か月 令和04年04月01日 令和14年03月31日	0 0 0	-	-
14	稲中 祐也	八頭町安井宿字井口 1523-1 八頭町安井宿字榎田 1498 八頭町安井宿字隈田 1528	田 3,081.00 (内 3,011.00) 田 2,189.00 (内 1,789.00) 田 733.00 3 件 計 6,003.00 (内 5,533.00)	使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田	4年 9か月 令和04年04月01日 令和08年12月31日	0 0 0	-	-
15	稲中 祐也	八頭町安井宿字三段田 1373	田 2,100.00 1 件 計 2,100.00	賃借権 水田	3年 0か月 令和04年04月01日 令和07年03月31日	5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
16	稲中 祐也	八頭町安井宿字平瀬 1513	田 3,000.00 1 件 計 3,000.00	賃借権 水田	5年 0か月 令和04年04月01日 令和09年03月31日	2,667	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-

17	有限会社 田中農場 (B、C)	八頭町井古字井古ノ上 139	田	2,973.00	賃借権 水田	3年 0か月 令和04年04月01日 令和07年03月31日	4,826	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
		八頭町井古字大刈田 17-1	田	4,220.00	賃借権 水田		4,881		
		八頭町井古字大刈田 17-2	田	2,948.00	賃借権 水田		4,833		
		八頭町井古字大刈田 18-2	田	2,982.00	賃借権 水田		4,829		
		八頭町下坂字岸ノ上 122-1	田	1,988.00	賃借権 水田		5,825		
		八頭町下坂字岸ノ上 123-1	田	1,900.00	賃借権 水田		5,810		
		八頭町下坂字岸ノ上 124-1	田	2,102.00	賃借権 水田		6,760		
		八頭町下坂字岸ノ上 126-1	田	1,958.00	賃借権 水田		5,822		
		八頭町下坂字砂田 113	田	3,225.00	賃借権 水田		6,880		
		八頭町下坂字砂田 114	田	2,600.00	賃借権 水田		6,838		
		八頭町下坂字四反田 144	田	1,927.00	賃借権 水田		5,978		
		八頭町下坂字松本 160	田	4,051.00	賃借権 水田		6,825		
		八頭町下坂字松本 163-3	田	111.00	賃借権 水田		4,504		
		八頭町下坂字上大平 103	田	2,432.00	賃借権 水田		6,764		
		八頭町下坂字上大平 104	田	2,496.00	賃借権 水田		6,983		
		八頭町下坂字上大平 98	田	350.00	賃借権 水田		7,000		
		八頭町久能寺字風呂屋 1084	田	643.00	賃借権 水田		1,835		
		八頭町国中字下河原 831	田	2,854.00	賃借権 水田		4,800		
		八頭町山田字岡ノ前 78	田	2,405.00	賃借権 水田		4,802		
		八頭町山田字岡ノ前 79	田	2,469.00	賃借権 水田		4,799		
		八頭町福本字天王木東分 549	田	3,554.00	賃借権 水田		4,952		
		八頭町万代寺字上新田南分 390	田	2,308.00	賃借権 水田		4,787		
		八頭町万代寺字上新田南分 391	田	2,245.00	賃借権 水田		4,788		
		八頭町門尾字ゴフロ 53-1	田	1,675.00	賃借権 水田		3,988		

		八頭町門尾字ゴフロ 53-3	田	1,100.00	賃借権 水田		3,000	
		八頭町門尾字前河原 114-1	田	2,157.00	賃借権 水田		4,821	
		八頭町門尾字前河原 117-1	田	1,110.00	賃借権 水田		2,972	
		八頭町門尾字前河原 124-1	田	1,603.00	賃借権 水田		3,892	
		八頭町門尾字塚本 34-1	田	1,115.00	賃借権 水田		2,906	
		八頭町門尾字塚本 35-1	田	966.00	賃借権 水田		2,982	
		八頭町門尾字塚本 35-6	田	931.00	賃借権 水田		2,900	
				31 件 計 65,398.00				
18	有限会社 田中農場 (B、C)	八頭町福本字小山東分 44-1	田	946.00	使用貸借 水田	3年 0か月 令和04年04月01日 令和07年03月31日	0	—
				1 件 計 946.00				
19	有限会社 田中農場 (B、C)	八頭町奥谷字上紅梅 111	田	2,484.00	賃借権 水田	2年 0か月 令和04年04月01日 令和06年03月31日	5,748	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む
		八頭町奥谷字深田 261	田	1,274.00	賃借権 水田		5,510	
		八頭町石田百井字岡見前下分 978	田	420.00	賃借権 水田		2,369	
		八頭町石田百井字岡見前下分 979	田	1,050.00	賃借権 水田		2,369	
		八頭町石田百井字岡見前下分 980	田	550.00	賃借権 水田		2,369	
		八頭町石田百井字岡見前下分 981	田	355.00	賃借権 水田		2,369	
		八頭町石田百井字岡見前下分 982	田	470.00	賃借権 水田		2,369	
		八頭町石田百井字岡見前下分 983	田	510.00	賃借権 水田		2,369	
		八頭町石田百井字岡見前下分 991	田	3,014.00	賃借権 水田		2,996	
				9 件 計 10,127.00				

20	森木 正幸	八頭町池田字天寺南分 492 八頭町土師百井字河原田 545 八頭町土師百井字河原田 546 八頭町土師百井字古井津 478	畑 751.00 田 797.00 田 750.00 田 1,473.00 4 件 計 3,771.00	使用貸借 普通畑 使用貸借 水田 使用貸借 水田 使用貸借 水田	5年 0か月 令和04年04月01日 令和09年03月31日	0 0 0 0	-	-
21	阪下 博志	八頭町池田字中筋下モ分 813	田 1,854.00 1 件 計 1,854.00	賃借権 水田	4年 11か月 令和04年05月01日 令和09年03月31日	2,993	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
22	山寄 敏雄	八頭町池田字中筋上分 763 八頭町池田字中筋上分 764 八頭町池田字稼塚 773	田 1,189.00 田 600.00 田 2,962.00 3 件 計 4,751.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	5年 0か月 令和04年04月01日 令和09年03月31日	2,724 3,000 3,875	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
23	奥田 廣明	八頭町池田字畑ヶ田南分 713	田 3,041.00 1 件 計 3,041.00	賃借権 水田	5年 0か月 令和04年04月01日 令和09年03月31日	2,900	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
24	井上 博幾	八頭町福本字池田 110-1	田 1,239.00 計 1,239.00	使用貸借 水田	6年 9か月 令和04年04月01日 令和10年12月31日	0	-	-

1. 添付書類等の省略について、該当する場合は以下の区分を記載。

- A 現に機構から配分を受けている農地をふたたび同じ経営体に配分する場合。(配分の更新)
- B 既に機構から配分を受けている法人経営体でその経営体制に変更がない場合。
- C 農業委員会が認める農地所有適格法人の場合。

2. 添付書類の「農用地利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等」で省略に該当する項目には斜線を引く。

共通事項は別紙のとおり

2 共通事項

この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

各筆明細に定める公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「甲」という。）による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）は、賃借権の設定等を受ける者（以下「乙」という。）が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）（以下「法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用配分計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定もしくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

(5) 遅延損害金

ア 乙は、各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までを計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、鳥取県延滞金徴収条例（昭和27年鳥取県条例第45号）第3条の規定に準じて計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において土地所有者が当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で甲及び土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲と協議のうえ土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲及び土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、甲、乙が別途定めるところによるほかは、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、甲、乙が別途定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(8) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(9) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(10) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用配分計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び鳥取県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(11) 権利取得者の責務

ア 乙は、この農用地利用配分計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙は、法第21条第1項の規定により、毎年、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、甲に報告しなければならない。

(12) 機構関連事業について

甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(13) その他

この農用地利用配分計画に定めのない事項及び農用地利用配分計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び鳥取県が協議して定める。